

国会議員の定数削減による支出の削減等に関する質問主意書
右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成十九年十一月一日

参議院議長江田五月殿

藤末健三

国会議員の定数削減による支出の削減等に関する質問主意書

八百兆円を超える負債を有する我が国政府の財政再建のためには、政府支出の大幅な削減が必要であるが、それと同時に議院内閣制の下に行政府の監視責任がある立法府の支出削減も必要不可欠である。

民主党は、国会議員定数八十の削減を提案している。また、議員歳費、文書通信費、公設秘書給与など議員に直接関係する支出の削減の試算は八十億円とも聞く。

そこで、以下質問する。

一 国会議員に要する経費は歳費、秘書関係費等の直接的経費とその他の間接的経費（例えば庁費、国会事務関係費、国会図書館関係費、宿舎関係費、政党助成金、議員年金国庫負担、選挙費用など）をすべて含めて国会議員数に比例して削減した場合、平成十九年度予算額においての削減額を示されたい。

二 政府が財政再建を進めている中、行政府の歳出削減を進めているが、議院内閣制の下に行政府の監視責任がある立法府の歳出削減も必要不可欠であると思うが、財政再建の立場から、政府の見解を示されたい。

右質問する。

